

藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について
藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画を次のとおり定める。

2024年（令和6年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、本市の市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画を策定する必要がある。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則 抜粋

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属すると認めるとき又は委員会において要求があったときは、その限りではない。

（1）教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。

藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について

藤沢市教育委員会では、現在、次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。

「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画(素案)(以下「素案」という。)」を作成後、いただきましたご意見を踏まえ、「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画(以下「第1期実施計画」という。)」を策定するものです。

1 素案報告後の経緯

- 2023年 6月 藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「素案」を報告
7~8月 「素案」に関するパブリックコメント及び地域・拠点説明会を実施(計8回)
8月 藤沢市議会行政改革等特別委員会において「藤沢市行財政改革2024実行プラン令和4年度実績について」の中で「これからの学校のあり方の検討」を報告
11~12月 藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催
2024年 1月 藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員長から答申
3月 藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において「第1期実施計画(最終案)」を報告

2 「素案」に対する主な意見

(1) 市議会(子ども文教常任委員会、行政改革等特別委員会)

- ・ 2040年に6校に1校が過大規模校とは、全国を探しても例はなく、非常事態であり、学校を新たに設置すべき
- ・ 通学区域の見直しについて話し合いを行うワークショップは、多くの方に参加してもらい、広く声を聴けるように工夫してほしい
- ・ 過大規模校の解消は重要な課題であり、通学区域の見直しは有効な取組である

(2) パブリックコメント

ア 日程 2023年7月18日(火)から8月18日(金)まで

イ 実施結果 6人 11件

ウ 主な意見

- ・ 児童数とともに、校庭の広さなども学区変更時に考慮すべき
- ・ クラス定員は可能な限り少人数にすべき
- ・ 学校を新設すべき
- ・ 学校は公共施設で、非常時には大切な場所であり、地域の中心的存在
- ・ 学校施設は児童生徒だけのものではなく、空き教室は地域に開放して活用すべき

(3) 地域及び拠点説明会

ア 日程 2023年7月から8月まで 合計8回

イ 開催場所 市民センター（鶴沼・辻堂・六会・湘南台）及び市役所本庁舎

ウ 主な意見

- ・ 通学区域の見直しについては、インターネットを活用（アンケートなど）して意見を求めると協力してくれる人も多いと思う
その際は誘導的な設問にならないよう、配慮が必要である
- ・ スクールバスの導入は、効果が見込めると思う
- ・ 自治会や町内会は保護者同士の結びつきの基盤となるため、学区の見直しの際にはこの点を考慮してほしい
- ・ 適正化の取組は大変な事業であるが、子どもたちの確かな教育活動のために応援している
- ・ 学区の見直しだけでは解決に至らないので、学校の新設・分校の設置・分教室を考えるべき

3 「第1期実施計画」

資料2のとおり

4 素案からの修正点

意見	修正点	資料2 記載ページ
児童数とともに、校庭の広さなども学区変更時に考慮すべき	第2章第1期実施計画の考え方の「1学校規模」に『なお、学校施設によって学校敷地面積やグラウンド面積、教室数は異なることから、本取組を推進する際には、学校規模と各学校施設の大きさも併せて考慮することとします。』を追記	10ページ

5 今後の取組

令和6年度以降は、学識経験者、学校教職員及び市の関係団体の代表者等で構成する（仮称）藤沢市立学校通学区域検討委員会（以下「通学区域検討委員会」という。）を新たに設置し、通学区域の検討を行います。

また、通学区域検討委員会の下部組織として、各地区の関係団体の代表者、保護者及び地域住民等で構成するワークショップを市内南北で開催し、各地区の実情に応じた通学区域についての意見を出し合う場を設けます。

通学区域検討委員会は、ワークショップの進捗を管理するとともに、提案された意見の調整を行い、新たな通学区域の設定案を作成します。

6 今後のスケジュール(予定)

- 2024年5月 通学区域検討委員会を設置及び開催
 7月 ワークショップを設置及び開催
 令和6～8年度 最長3年間、通学区域の見直しを検討
 新たな通学区域決定後約1年間、新たな通学区域を周知
 令和10年度までに新たな通学区域の導入
 令和9年度 第2期実施計画の策定に向けての検討を開始
 令和10年度 第2期実施計画を策定

取組内容	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
藤沢市立学校 適正規模・適正配置に 関する基本方針	基本方針は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改定									
	基本方針に基づく取組									
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 第1期実施計画	実施計画は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改定									
	第1期実施計画に基づく取組									
「(仮称)藤沢市立学校 通学区域検討委員会」 による検討	★通学区域検討委員会の設置									
	①通学区域検討委員会による検討及びワークショップの開催									
	②通学区域変更の周知									
	③新たな通学区域の導入									
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 検討委員会	検討 ・第2期実施計画の検討									
藤沢市立学校 適正規模・適正配置 第2期実施計画	検討 ・議会報告 ・パブリックコメントの実施 ・地域説明会の開催									
	★策定 実施計画は、国の施策や社会情勢の大きな変化により見直しの必要が生じた際に改定									
	第2期実施計画に基づく取組									

以上

(事務担当 教育部 教育総務課)